

業務部速報

No. 10

発行 15. 7. 7

JR東労組 業務部

申 地域とともに歩みつづけるJR東日本の旅行業を創造し、働きがいのある店舗運営の実現を求める申し入れ **2回目交渉**
その2

11項 移管後の店舗運営は、JRからの出向に頼ることなく(株)びゅうトラベルサービスおよびジェイアール東日本レンタリース(株)で、責任を持って独自に運営すること。また、やむを得ず出向が発生する場合は、(株)びゅうトラベルサービスおよびジェイアール東日本レンタリース(株)への指導・育成の目的として行うこと。

確認事項

- ◎JR本体からの転籍はおこなわない。
- ◎VTS等の運営体制や採用状況を見て移管をおこない、独自運営をおこなう。
- ◎出向が発生する場合は、指導・育成を目的におこなう。

12項 店舗の移管や閉鎖に伴い異動や出向が発生する場合は、本人の希望を尊重しておこなうこと。
13項 出向期間は3年以内とし、復帰に際して出向期間中に個人面談を行い、本人希望の把握をおこない遵守すること。

確認事項

- ◎本人の希望把握は、これまでと変わるものではなく、自己申告書に基づき把握をおこなう。
- ◎出向期間は3年以内であり、出向期間中における個人面談は丁寧におこなう。

14項 今施策において、グリーンスタッフの契約解除や契約替えはおこなわないこと。
15項 グリーンスタッフの本人希望の把握をおこない、異動する際は遵守すること。

確認事項

- ◎グリーンスタッフの契約期間を考慮した上で、店舗移管をおこなう。
- ◎契約期間中の契約解除や契約替えはおこなわない。
- ◎駅に異動となり新しい業務をおこなう際は、教育をしたうえで新しい担務に入っていく。

16項 コンサルティング向上と知識・技術習得のため、国内旅行業務取扱管理者および総合旅行業務取扱管理者を取得するための受験料全額を負担すること。また、旅行業務取扱管理者手当の支給月額について、国内 2,000 円を 5,000 円へ、総合 4,500 円を 10,000 円へ増額をおこなうこと。

組 合

会 社

- ◆会社にとって必要な資格だ。受験料は会社が負担すべきだ。
- ◆苦勞して取得した資格だ。増額を求める。

対立

- ◆業務に必要な資格である。選任された社員には手当をつけている。他旅行会社は資格があるなしで手当は付けていない。現行で妥当だ。

17項 コンサルティング向上のための教育等を、各店舗において月1回定例開催すること。

確認事項

- ◎対面販売でのコンサルティング力を向上させることは必要である。
- ◎支社によっては、店舗での教育をおこなっている。
- ◎今後は、コンサルティング力を強めていく教育をおこなっていく。

18項 施策実施後に問題が発生した場合は、JR本体で運営するなど見直しをおこなうこと。

確認事項

- ◎この間の労使議論や経過と向き合って働きがいのある施策を進めていく。
- ◎社員からの声に耳を傾けておこなっていく。
- ◎現場の実態に即して着実に実施・定着できるように労使で努力をおこなう。

施策実施後に問題が発生し、改善が出来ない場合は本体に業務を戻すべきだ!!

働きがいのある店舗を全組合員の手で創りだそう!!